

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

最上町長 高橋 重美

| | |
|-------------------|-----------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 最上町 (06362) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 赤倉地区 (赤倉、作造原、一芻) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年8月22日 (第3回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

○赤倉地区では、水稲、そば、アスパラガス、サトイモの作付けを中心としており、現状の担い手が耕作を継続および維持の意向が多いが、将来的には水稲作付農家の後継者不足が懸念されている。圃場が山間部で条件不利地が多く、新たな担い手につないでいけるかどうか課題がある。
 ○作造原地区では、現状の担い手が水稲、そば、ウルイ等を作付けしている。山あい位置する農地がほとんどであり、イノシシ等鳥獣害被害が深刻。対策を講じないと営農に支障が出ている。
 ○一芻地区では、水稲、そばの作付けと高収益作物としてアスパラガスがある。全体的に将来的な農業の後継者が不足しており、営農継続に課題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

○赤倉地区で継続して水稲およびそばの作付け可能な農地については、現状を維持していく方向性だが、将来的に担い手不足が予想される。アスパラガス、サトイモ等の高収益作物を主体とした農業経営が想定される。
 ○作造原地区では、ほとんどの農地が山間部等に位置する条件不利な圃場である。現状を維持しながら、今後の状況を踏まえて、検討していく。
 ○一芻地区では、現状を維持していくが、将来的な農業の後継者が不足しており、営農継続に課題がある。今後の状況を踏まえて、検討をしていく。
 ○水路・農道、農地保全管理等維持管理については、多面的組織の協力を踏まえながら対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 151 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 151 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、農林振興課保存の地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域としていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 可能な限り、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積および団地面積の拡大を進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 担い手の経営意向により、農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集積・集約化を進める。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 可能性を模索しつつ、検討を重ねていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 市町村やJAと連携し、既存の経営体への支援、新たに就農を希望する経営体に支援をしていく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 地域内で農作業の効率化を図るため、機械の問題等で個人で作業が困難になっている場合には、農業支援サービス事業者への農作業委託を進めていく。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|---|---|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化、輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の鳥獣害被害が拡大しないよう対応策を講じるとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに役場との連携ができるようにする。
- ③ドローン等を活用した農作業の省力化を模索していく。
- ④地区の合意形成の下、畑地化にかかる事業を検討していく。
- ⑦保全等を進める区域については、地区内の合意形成を図り、遊休農地化しない対応を検討していく。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の状況などを考慮の上、必要な農業用施設の整備を進めていく。
- ⑨耕畜連携が可能な場合には、検討をしていく。